

さいたま市PRキャラクターつなが竜ヌウ使用取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市PRキャラクターつなが竜ヌウ（以下「キャラクター」という。第6条第1項第1号を除く。）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用できる者)

第2条 キャラクターの使用に関しては、その用途が営利行為（キャラクターのイラスト等を使用した物品、書籍等の販売又は有料サービスの提供等をいう。以下同じ）に該当する場合を除き、何人もキャラクターを使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) さいたま市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- (2) 自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用する、又は使用するおそれのある場合
- (3) 特定の個人、企業、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者に商品等を提供する場合
- (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある場合
- (6) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (7) キャラクターの使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがある場合
- (8) キャラクターのイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (9) 立体物で、その表現がキャラクターの立体物と認められない場合
- (10) キャラクターの著しい変形その他キャラクター等の利用が適当でないと認められる場合
- (11) 前各号に掲げるもののほか、その使用が著しく不相当と市長が認めた

場合

(使用手続)

第3条 営利行為の用途にキャラクターを使用する場合には、あらかじめキャラクター使用承諾申請書(様式第1号)に次の各号に定める書類を添付して、市長に提出し、その承諾を受けなければならない。ただし、新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する場合、及び市が業務の一環で使用する場合は、この限りでない。

- (1) 会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
- (2) キャラクターの使用状況が分かる図案やデザイン等の見本
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があった場合、その内容が前条各号のいずれにも該当しない場合であって、かつ、当該使用が市のPRに寄与すると認められるときは、キャラクターの使用を承諾する。

3 市長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、承諾をしたときはキャラクター使用承諾通知書(様式第2号)を、承諾をしなかったときはキャラクター使用不承諾通知書(様式第3号)を交付するものとする。

(承諾内容の変更)

第4条 キャラクターの使用承諾を受けた者(以下「受諾者」という。)が、承諾された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、キャラクター使用変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、変更承諾を受けなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合、変更の内容が第2条各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用変更を承諾する。

3 市長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、承諾をしたときはキャラクター使用変更承諾通知書(様式第5号)を、当該承諾をしなかったときはキャラクター使用変更不承諾通知書(様式第6号)を交付するものとする。

(使用の終了)

第5条 受諾者は、承諾された内容に関して、使用を終了した時は速やかに、キャラクター使用終了報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

(使用上の遵守事項等)

第6条 キャラクターを使用する者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) さいたま市PRキャラクターデザインマニュアルに定めるデザインを使用すること。
- (2) キャラクターの立体物や動画などキャラクターデザインバリエーションにないデザインを使用する場合は、市長に事前に協議すること。
- (3) 承諾を受けた用途のみに使用すること。

2 使用者は、キャラクターの下に「さいたま市PRキャラクターつなが竜ヌゥ」等、さいたま市のキャラクターであることがわかるような表記を入れるよう努めなければならない（別記参照）。

3 市長は、前2項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、キャラクターの使用について条件を付すことができる。

(権利設定の禁止)

第7条 使用者は、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録等、著作物に関する自己の権利を新たに設定又は登録してはならない。

(権利義務の譲渡等)

第8条 受諾者は、この承諾によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

(使用者の違反等に対する取扱い)

第9条 市長は、使用者（受諾者を除く。）が第6条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、その使用の差止めの請求、

又は必要な指示等を行うことができる。

- 2 市長は、使用者にキャラクターの使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

(受諾者の違反等に対する取扱い)

第10条 市長は、受諾者が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったときは、その承諾を取り消すことができる。

- (1) 第6条に定める事項を遵守しなかった場合
- (2) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (3) その他この要綱に違反した場合

- 2 市長は、前項により承諾を取り消された受諾者に対して、キャラクター使用承諾取消通知書(様式第8号)を速やかに交付しなければならない。

- 3 市長は、前項の規定により、承諾を取り消された受諾者に損害が生じても、その責めを負わない。

(損失等の責任)

第11条 市は、キャラクターの使用を承諾したことに起因する事故等について、一切の責任を負わない。

- 2 使用者は、キャラクターを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負う。
- 3 使用者は、キャラクターの使用に際して故意又は過失により市に損害を与えた場合は、速やかに市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第12条 市長は、広く利用促進を図る観点から、キャラクターの使用承諾の状況等について情報を公開することができる。

(使用料)

第13条 キャラクターの使用料については、当分の間、無料とする。

(メディア等への出演)

第14条 使用者は、新聞、テレビ、雑誌等の広報媒体においてキャラクター

のイラスト等を紹介する場合、事前に市の了解を得るものとする。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの取扱いに関する必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月14日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月15日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

キャラクター使用承諾申請書

年 月 日

（あて先）さいたま市長

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
電話番号

次のとおりさいたま市PRキャラクターのデザインを使用したいので申請します。また、さいたま市HPでの周知（掲載）を次のとおり希望します。

1	名称(仕様)※(注1)	例:ヌウサブレ
2	グッズの区分(注2) 当てはまる数字に○をつけてください	1. 飲食物 2. 筆記用具 3. 小物・アクセサリー 4. 人形・置物 5. その他()
3	サイズ※(注1)	高さ()cm/横幅()cm/奥行()cm
4	使用期間 終了時期は空欄でも可	年 月 日 ~ 年 月 日
5	販売価格(税込)※(注1)	
6	販売方法※(注1) 当てはまる数字に○をつけて、空欄に必要事項をご記入ください。 販売方法が複数ある場合は、すべてご記入ください。	1. 店舗 …名称() …住所() …TEL() 2. インターネット …アドレス() 3. その他()
7	問 合 せ 先	企業名※(注1)
		担当者名
		電話番号※(注1)
		FAX番号
		住所
	メールアドレス	

注1：※印の項目の情報は、HPに掲載予定

注2：キャラクターのデザインを使用する位置等を示した図案、レイアウト、原稿等及び申請者の概要、現況等を示すものを添付してください。

第2条に該当すると認められた場合には直ちに使用を中止することを誓約いたします。

氏名（名称及び代表者名）

様式第2号（第3条関係）

キャラクター使用承諾通知書

年 月 日

様

さいたま市長

印

年 月 日付けで申請のありました、さいたま市PRキャラクターのデザインの使用については、次のとおり承諾します。

1 承諾内容

1	名称(仕様)	
2	承諾内容	申請内容のとおり承諾する。
3	承諾番号	第 号
4	特記事項	

2 使用上の遵守事項

- ① キャラクターの使用に当たっては、「さいたま市PRキャラクターつなご竜ヌウ使用取扱要綱」を遵守するものとします。
- ② キャラクターの下に「さいたま市PRキャラクターつなご竜ヌウ」と明記してください。また、完成品の写真データ等を提出してください。
- ③ 使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- ④ 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、さいたま市は一切の責任を負いません。
- ⑤ 使用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- ⑥ 申請書の記載内容に虚偽があった場合又は不正な使用等が認められた場合には、承諾の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- ⑦ 承諾が取り消されたときは、承諾取消の日から使用することはできません。また、取り消しにより使用者に生じた損害について、さいたま市は一切の責任を負いません。
- ⑧ キャラクターの適切な利用を図るため、使用状況、使用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- ⑨ さいたま市PRキャラクターつなご竜ヌウ使用取扱要綱は、必要に応じて変更することがあります。
- ⑩ キャラクターの使用を終了した場合は、速やかに様式第7号「キャラクター使用終了報告書」を提出してください。

様式第3号（第3条関係）

キャラクター使用不承諾通知書

年 月 日

様

さいたま市長 印

年 月 日付けで申請のありました、さいたま市PRキャラクターのデザインの使用については、次の理由により不承諾といたします。

理由

様式第4号（第4条関係）

キャラクター使用変更申請書

年 月 日

（あて先）さいたま市長

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
電話番号

承諾番号第 号の内容について、次のとおり変更したいので申請します。

	前回の承諾を受けている申請内容 （すべての項目を記入ください）	変更をする内容 （変更がある項目のみ詳しく記載）
名称（仕様）	例:ヌゥ人形	
サイズ・デザインなどの変更	例:人形 高さ 5cm/横幅 4cm/奥行 3cm	例:高さを 5cm⇒6cm に変更
販売価格・販売方法・その他の変更	例:1000 円(税込)・〇〇デパート(電話〇〇〇-〇〇〇〇)	例:販売店舗を〇〇デパート⇒〇〇百貨店に変更
使用期間	例:平成 26 年 1 月～平成 26 年 3 月	例:平成 26 年 12 月まで延長
問合せ先 （企業名・担当者名・電話番号・FAX 番号・住所・メールアドレス）	例:〇〇人形店/担当〇〇/電話〇〇/FAX〇〇/ 住所〇〇/アドレス〇〇	例:電話番号が〇〇に変更

※ キャラクターのデザインを使用する位置等を示した図案、レイアウト、
原稿等を添付してください。

様式第5号（第4条関係）

キャラクター使用変更承諾通知書

年 月 日

様

さいたま市長

印

年 月 日付けで申請のありました、さいたま市PRキャラクターのデザインの使用変更については、次のとおり承諾します。

1 承諾内容

1	名称(仕様)	
2	承諾内容	申請内容のとおり承諾する。
3	承諾番号	第 号
4	特記事項	

2 使用上の遵守事項

- ① キャラクターの使用に当たっては、「さいたま市PRキャラクターつなご竜ヌウ使用取扱要綱」を遵守するものとします。
- ② キャラクターの下に「さいたま市PRキャラクターつなご竜ヌウ」と明記してください。また、完成品の写真データ等を提出してください。
- ③ 使用に関する権利を他人に譲渡、転貸することはできません。
- ④ 使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処する責任を負うものとし、さいたま市は一切の責任を負いません。
- ⑤ 使用に当たっては、製造物責任における責任の所在を明らかにする表示をはじめとした関係法令を遵守し、消費者等に誤解を与えないようにしてください。
- ⑥ 申請書の記載内容に虚偽があった場合又は不正な使用等が認められた場合には、承諾の取消しその他必要な措置をとる場合があります。
- ⑦ 承諾が取り消されたときは、承諾取消の日から使用することはできません。また、取り消しにより使用者に生じた損害について、さいたま市は一切の責任を負いません。
- ⑧ キャラクターの適切な利用を図るため、使用状況、使用した物件の販売状況等について報告を求め、又は必要な調査を行うことがあります。
- ⑨ さいたま市PRキャラクターつなご竜ヌウ使用取扱要綱は、必要に応じて変更することがあります。
- ⑩ キャラクターの使用を終了した場合は、速やかに様式第7号「キャラクター使用終了報告書」を提出してください。

様式第6号（第4条関係）

キャラクター使用変更不承諾通知書

年 月 日

様

さいたま市長 印

年 月 日付けで申請のありました、さいたま市PRキャラクターのデザインの使用変更については、次の理由により不承諾といたします。

理由

様式第7号（第5条関係）

キャラクター使用終了報告書

年 月 日

（あて先）さいたま市長

申請者 住所（所在地）
氏名（名称及び代表者名）
電話番号

承諾番号第 号の内容について、次のとおり使用を終了したので報告します。

1	使用を終了したグッズの 名称(仕様)		
2	グッズの区分 <small>注. 当てはまる数字に○をつけてください</small>	1. 飲食物 2. 筆記用具 3. 小物・アクセサリー 4. 人形・置物 5. その他()	
3	使用終了時期	平成 年 月 日	
4	問 合 せ 先	企業名	
		担当者名	
		電話番号	
		FAX番号	
		住所	
		メールアドレス	

様式第8号（第10条関係）

キャラクター使用承諾取消通知書

年 月 日

様

さいたま市長

印

年 月 日付けで承諾した、承諾番号第 号に係るデザインの使用については、次の理由により使用承諾を取り消いたします。

理由

別 記（第6条関係）



さいたま市PRキャラクターつなが竜ヌウ